

加古川市上下水道局建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する要領

平成 10 年 4 月 1 日
加古川市水道局訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年水道事業管理規程第 5 号）その他別に定めるもののほか、加古川市上下水道局（以下「局」という。）の発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の請負契約に係る競争入札に参加させようとする者の資格審査、資格格付及び選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格格付等)

第 2 条 入札参加資格審査の結果、有資格者となった者（以下「入札参加資格者」という。）の資格格付は、発注工事の内容に応じて、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による建設業者の経営に関する客観的事項の審査の結果を基に、加古川市建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する要領（平成 6 年訓令甲第 3 号）（以下「平成 6 年訓令甲第 3 号」という。）を準用する。

(選定基準)

第 3 条 指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の選定に当たっては、平成 6 年訓令甲第 3 号を準用する。

2 配水管及び給水管の布設工事などの水道施設に係わる工事については、加古川市水道事業給水条例（昭和 38 年条例第 11 号）第 20 条第 4 項に規定する指定給水装置工事事業者のうち、指定後 2 年を経過している者の中から選定しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、等級外の者を選定することができる。

- (1) 特殊な工法又は技術を要する工事
- (2) その他加古川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別な事情があると認めた工事

(指名基準)

第 4 条 指名業者の選定に当たっては、次の事項に留意しながら行うものとする。

- (1) 指名及び落札回数の状況
- (2) 工事成績
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 経営及び信用状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持工事の状況
- (7) 技術者の数及び状況
- (8) 当該工事に対する技術的適性
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) その他管理者が必要と認めた事項

(指名業者数)

第 5 条 指名業者の数は、次の各号に掲げる契約予定金額の区分に応じて、当該各号に定める数とする。ただし、特殊な工法又は技術を要する工事の場合は、この限りでない。

- (1) 130万円を超え 500万円未満 3者以上
- (2) 500万円以上 1,000万円未満 5者以上
- (3) 1,000万円以上 3,000万円未満 6者以上
- (4) 3,000万円以上 7,000万円未満 8者以上
- (5) 7,000万円以上 15,000万円未満 10者以上
- (6) 15,000万円以上 12者以上

(準用規定)

第6条 前2条の規定は、修繕契約に係る指名競争入札に参加させようとする者を選定するとき及び随意契約を締結する場合において見積参加者を選定するときに準用する。

2 第3条の規定は、一般競争入札の参加資格を定めるときに準用する。この場合において、「選定」は「資格の決定」と読み替える。

(資格審査及び資格格付事務)

第7条 入札参加者の資格審査及び資格格付に関する事務は、経営管理課において行う。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月20日 加古川市水道局訓令第5号)

(施行期日等)

1 この要領は、平成13年4月18日から施行し、平成13年4月9日から適用する。

(経過措置)

2 平成12年度以前に施工した事業と密接に関係する工事の発注については、平成13年度中に限り、第3条第2項第2号に該当するものとする。

附 則 (平成15年3月17日 加古川市水道局訓令第7号)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日 加古川市水道局訓令第7号)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日 加古川市水道局訓令第9号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日 加古川市水道局訓令第18号)

この要領は、平成17年11月29日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日 加古川市水道局訓令第7号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日 加古川市水道局訓令第9号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日 加古川市上下水道局訓令第9号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日 加古川市上下水道局訓令第5号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。